

## ○桐生市子どもの居場所づくり応援補助金交付要綱

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 31 年 4 月 1 日 令和元年 7 月 1 日

令和 3 年 6 月 28 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、様々な家庭の事情により放課後や休日等をひとりで過ごす子どもたちに対し、家庭に代わって地域の力で安心して過ごせる場所を生み出し、健やかな成長を支えるとともに、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる環境を整えるため、子どもの居場所づくりを実施する団体に対して、補助金を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成 10 年桐生市規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第 2 条 補助金は、次条に定める補助事業者が実施する、次に掲げる要件を全て満たす子どもの居場所づくりの事業を対象に交付する。

- (1) 前条の趣旨に合致し、桐生市内に居住する小学生、中学生及び高校生の全部又は一部を対象とした次のいずれかに該当する子どもの居場所づくりであること。
  - ア 学習の支援を含む子どもの居場所づくり(以下「学習支援」という。)
  - イ 食事の提供を含む子どもの居場所づくり(以下「子ども食堂」という。)
- (2) おおむね月 1 回以上定期的に実施し、1 回当たりの開催時間は 1 時間以上であること。ただし、災害その他特別な事情により実施しない期間がある場合であって、その旨を市長に届け出たときは、この限りでない。
- (3) 1 年以上継続して事業を実施する見込みがあり、学習支援については年間 30 回以上実施すること。
- (4) 団体の構成員の 3 親等以内の親族を除くおおむね 5 名以上の子どもの利用が見込めること。
- (5) 利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
- (6) 利用者及び事業従事者の事故に対応する保険に加入し、子ども食堂については食中毒にも対応した保険であること。
- (7) 子ども食堂を実施する場合は、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、保健所の指導に基づき所要の衛生管理を行うこと。
- (8) 食品を提供する場合は、食物アレルギー対策に十分留意し、子どもの健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。

(9) 福祉的な支援を必要とする子ども又は保護者を把握した場合には、緊急の場合を除き本人の同意を得て、桐生市と連携を図り、必要な支援に結びつけるよう努めること。

(10) 営利活動、宗教的活動及び政治的活動は行わないこと。

2 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、桐生市内で子どもの居場所づくりの事業を実施する民間団体とする。ただし、成人ではない者のみで組織される団体を除く。

2 前項の補助事業者は、自己又は団体の役員等が、桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、食品提供・衛生管理体制の整備及び運営に必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。ただし、国又は県から補助等の財政的支援を受けている経費を除く。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、前条に規定するそれぞれの区分について、対象経費の実支出額から他の補助金その他の収入を差し引いた額と50,000円を比較して少ない額とする。ただし、食品提供・衛生管理体制の整備に必要な経費については、子ども食堂の開始初年度に限り補助対象経費とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請手続等)

第6条 補助金の交付申請、交付決定等の手続は、規則第4条から第10条までに規定するところによるものとし、その手続には、次に掲げる様式を用いる。

(1) 桐生市子どもの居場所づくり応援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 桐生市子どもの居場所づくり応援補助金交付(変更)決定通知書(様式第2号)

(3) 桐生市子どもの居場所づくり応援補助金補助事業計画変更(中止)申請書(様式第3号)

(4) 桐生市子どもの居場所づくり応援補助金補助事業完了報告・補助金交付(概算・精算)請求書(様式第4号)

(補助金の経理)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を他の経費と区別し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額において、その支出内容を証する書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の報告の聴取又は調査に対して補助事業者は、協力しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

別表(第4条関係)

区分	対象経費
(1) 食品提供・衛生管理体制の整備に必要な経費	(1) 食品衛生法関係営業許可申請手数料、食品衛生責任者養成講習会の受講料 (2) 備品購入費
(2) 運営に必要な経費	(1) 保険料 (2) 消耗品購入費 (3) 広報にかかる経費 (4) 行事費

様式第 1 号(第 6 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

補助金交付(変更)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助事業計画変更(中止)申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

補助事業完了報告・補助金交付(概算・精算)請求書

[別紙参照]